

## 別添 1 地域活性化型（活動計画策定事業）

### 第 1 目的

農山漁村における仕事づくり等を通じて地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけを作ること及び農山漁村について広く知ってもらうことを目的とし、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定及び地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築、実証活動等（以下「本事業」という。）を支援します。

### 第 2 提案書の作成及び提出等

#### 1 応募に必要な書類

- (1) 令和 7 年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（別添様式）  
「令和 7 年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（以下「提案書」という。）」は、各項目中の記載例等を参考に記入してください。

なお、本事業の経費は、別紙に定めるとおりです。

- (2) 提案書に添付する資料

提案書には、次のアからエまでの資料を必ず添付してください。また、オからクまでの資料については、該当する提案者のみ添付してください。

ア 協定等の内容を示す文書（協定等が策定されていない場合は、協定等の案でも可。ただし、実施要領案別記 1 の第 2 の 2 に規定する事業実施計画の申請時までには協定等を策定すること。）

イ 地域協議会の構成員及び連携団体の活動内容が確認できる資料

ウ 提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理責任者のこれまでの取組実績、提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料

エ 活用するアドバイザーの活動内容が確認できる資料

オ 提案者が法人格を有しない団体である場合には、当該団体の概要が確認できる資料

カ 提案者が開催した直近の総会等の資料及び予算・決算資料

キ 提案された事業が、実施要領案別記 1 別表の交付率及び助成額欄の（４）の地域（以下「条件不利地域」という。）において実施する事業である場合には、事業を実施する地域が条件不利地域に該当することが確認できる資料

ク 提案に係る取組が、第 3 のうち、「他の施策との連携」の項目に掲げる各施策と連携した取組である場合には、その関連が確認できる資料

#### 2 応募に当たっての留意事項

- (1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体は A 4 判 12 ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、提案書の別紙の 5 から 9 を指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 12 ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは 11 ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

(2) 過去の交付決定の取消し

提案者が、提案書類の提出から過去3年以内に、補助金適正化法第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

3 交付対象外の取組

(1) 次に掲げる通知において、実施要領案別記1別表の具体的な事業内容欄と同様の取組を実施した、又は実施している場合には、本事業の支援対象になりません。

ア 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25農振第393号農林水産事務次官依命通知）

イ 農村集落活性化支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第1905号農林水産事務次官依命通知）

ウ 農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）

エ 「農山漁村振興交付金交付等要綱の一部改正について」（令和7年〇月〇日付け6農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知）による改正前の交付等要綱

(2) 提案者及び事業実施地域が、交付等要綱に規定する地域資源活用価値創出対策（地域資源活用価値創出推進・整備事業のうち農泊推進型）を実施した、又は実施している場合には、支援の対象とならない可能性がありますので、事前に問合せ先に確認してください。

(3) 事業実施地域が市町村の範囲を越えている場合には、支援の対象となりません。

### 第3 審査の観点

#### 農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

##### 活動計画策定事業

番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
必須事項	1 採択要件の確認	有無で判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要領案別記1の第1の2の(1)に掲げる事業実施主体の要件を満たしている。</li> <li>・1年目に地域の活動計画を策定することになっている。</li> <li>・事業実施地域の範囲が市町村を超えていない。</li> <li>・公募要領別添1の第2の3の(1)に掲げる通知において、実施要領案別記1別表の具体的な事業内容欄と同様の取組を実施した、又は実施している事業実施主体ではない。</li> <li>・必須となっている書類が添付されている。</li> </ul>

番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1 事業の趣旨・目的の理解度	5点	A:5点 B:4点 C:3~2点 D:1点 E:0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。</li> <li>・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。</li> </ul>
	2 事業実施による効果、妥当性	10点	A:10~9点 B:8~7点 C:6~3点 D:2~1点 E:0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。</li> <li>・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。</li> <li>・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。</li> </ul>
	3 事業の効率性・継続性	10点	A:10~9点 B:8~7点 C:6~3点 D:2~1点 E:0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。(協議会の中心に若者・女性が参画しているなど将来にわたって事業を行える体制となっているか等)</li> <li>・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。</li> </ul>
	4 事業遂行のための実施体制の妥当性	5点	A:5点 B:4点 C:3~2点 D:1点 E:0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者、運営責任者(プロジェクトマネージャー)、事務局長、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。</li> <li>・関係機関の役割分担は明確か。</li> </ul>
	小計	30点		
個別事項	1 地域の活動計画の策定の取組の妥当性	10点	A:10~9点 B:8~7点 C:6~3点 D:2~1点 E:0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の現状、課題を適切に把握し、地域の自立及び維持発展に向けた将来像を踏まえた活動計画づくりの内容となっているか。</li> <li>・計画に位置付けた取組の具現化に向け、農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による活動計画づくりとなっているか。</li> <li>・普及啓発に資する情報発信の内容が具体的なものとなっているか。</li> </ul>
	2 体制構築・実証活動等の取組の妥当性	10点	A:10~9点 B:8~7点 C:6~3点 D:2~1点 E:0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体が地域住民となっている又は地域において従来から活動する団体等を活用したものとなっているか。</li> <li>・活動計画に掲げられた取組を実施するために必要な体制を構築・強化する内容となっているか。</li> <li>・活動計画に掲げられた取組の具現化に向け、交付金事業実施期間中に実現可能な実証活動の内容となっているか。</li> </ul>
	3 配慮事項	10点	該当する項目ごとに2点(最大10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村の所得向上や雇用機会の確保につながる事が期待される事業である場合</li> <li>・農山漁村で暮らす人々が引き続き農山漁村に住み続けるため、交通、買い物、医療・福祉、教育、エネルギー等に係る取組を実施する事業である場合</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会の構成員又は事業に係る取組において連携する団体に地域運営組織が参画する事業である場合</li> <li>・地域協議会の構成員又は事業に係る取組において連携する団体に都道府県が参画する事業である場合</li> <li>・農山漁村で暮らす人々が引き続き農山漁村に住み続けるための取組を実施するため振興交付金を活用するものであり、かつ、市町村が新しい地方経済・生活環境創生交付金等の他省庁の補助事業・交付金事業を活用して、当該取組に関連する取組を併せて実施する事業である場合</li> <li>ただし、振興交付金を活用しようとする取組が、新しい地方経済・生活環境創生交付金等の他省庁の補助事業・交付金事業を活用する取組の内容と重複していないこと。</li> <li>・女性が重要な役割を担うこと等により女性の参画の促進を図る事業である場合</li> <li>・本事業の趣旨及び目的に沿ったモデルとなり得る取組を実施する事業である場合</li> </ul>
	小計	30点	
	合計	60点	

番号	評価項目	配点	評価の着目点内訳
1	他の施策との連携	2つ以上該当すれば2点、1つ該当すれば1点、該当しない場合0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画に位置付けられた施策と連携した取組である場合</li> <li>・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた施策と連携した取組である場合</li> <li>・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組に関する施策と連携した取組である場合</li> <li>・地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた施策と連携した取組である場合</li> <li>・定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定又は形成方針に位置付けられた施策と連携した取組である場合</li> <li>・総合特別区域法（平成23年法律第81号）第2条第1項に基づく総合特別区域に位置付けられた施策と連携した取組である場合</li> <li>・棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に関する施策と連携した取組である場合</li> <li>・世界農業遺産・日本農業遺産の認定を受けた地域が策定した世界農業遺産・日本農業遺産保全計画に関する施策と連携した取組である場合</li> <li>・世界かんがい施設遺産を活用した地域活性化の取組に関する施策と連携した取組である場合</li> <li>・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）に規定する歴史的風致維持向上計画の認定を受けた地域が策定した歴史的風致維持向上計画に関する施策と連携した取組である場合</li> <li>・景観法（平成16年法律第110号）に規定する景観農業振興地域整備計画が策定されている地域が策定した景観農業振興地域整備計画に関する施策と連携した取組である場合</li> <li>・地域の食文化の保護・継承又は郷土料理や食文化を活用した地域活性化の取組に関する施策と連携した取組である場合</li> <li>・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく施策と連携した取組である場合</li> </ul>

施策との関連

			・広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 22 条第 1 項に基づき市町村が策定した特定居住促進計画に位置付けられた施策と連携した取組である場合
2	交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△12 点	過去 3 年間に交付決定の取消しの原因となる行為があった場合は減点する

- ※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る
- ※2 必須事項の採択要件を満たさない項目が 1 つでもある場合は不合格となる。
- ※3 共通事項の評価項目のうち、評価 E（0 点）となっている項目が 1 つでもある場合は、不合格となる。

## 別紙

### 対象経費

活動計画策定事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等（飲食、喫煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない経費は助成の対象外）
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び 賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（減価償却期間の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数（以下単に「耐用年数」という。）が3年以下のものに限る。）
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等（耕作に供する等の経常的なものを除く。）
12 資材購入費	事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が3年以下のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等